

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金について

国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（会社などから給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われるため、その療養のために勤務することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）に対して、申請により傷病手当金が支給されます。

【対象者】

玖珠町国民健康保険の被保険者のうち、被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われるため、勤務することができなくなった方。

【支給対象日数】

勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から勤務することができない期間のうち、勤務を予定していた日数。

【支給額】

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2／3×日数

※1日あたりの支給額には上限があります。



玖珠町HP

【支給の対象となる期間】

令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間で療養のため勤務することができない期間

※支給対象日から2年を経過すると、時効により申請ができなくなりますので、ご注意ください。

【申請方法】

申請は役場福祉保険課（4番窓口）、または郵送により行ってください。その際、事業主による給与収入の証明などが必要です。詳しくは玖珠町ホームページをご覧になるか、電話でご相談ください。

問 福祉保険課 保険年金班 ☎ (72) 1115

かんきょう情報

第248号

問 住民課 環境政策班 ☎ (72) 1137

期限切れの消火器を設置したままにしていませんか？

消防関係法令により多くの建物で消火器の設置が義務付けられていますが、その使用期限はおおむね5年～10年となっています。

消火器は圧力容器です。使用期限を過ぎたり、腐食、キズ、変形のみられる消火器は、破裂する危険性がありますので交換をしましょう。

【消火器回収窓口】

武石防災

住所 玖珠町大字小田850-1

☎ (77) 2131



消火器の処分は指定の回収窓口へ

玖珠町では、消火器の回収は行っておらず、玖珠清掃センターへの直接持ち込みも出来ません。回収は、（一社）日本消火器工業会が指定する回収窓口に依頼する必要があります。玖珠町では、以下の事業者が回収窓口に指定されています。なお、処分は有料となりますので、料金などについては、直接お問い合わせください。

口座振替キャンペーン

新たに町税などの口座振替をされた方などを対象に、抽選で50名様に賞品をプレゼントします。

この機会にぜひ、口座振替にしませんか？

【期間】11月1日（火）から12月30日（金）までの2か月間

【対象者】① 期間中に町税などの口座振替の登録をされた方

② 既に町税などの口座振替の登録をされている方で、滞りなく納付されている方

【対象税目】町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

【賞品】Aコープの商品券 ※当選者の発表は、当選通知の発送をもって代えさせていただきます。

【口座振替の申し込み方法】金融機関などに置いています「口座振替依頼書」に必要事項を記入押印のうえ、金融機関窓口へ提出してください。

<利用できる金融機関>大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合、日田信用金庫、大分県農業協同組合、

九州労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の各本・支店

問 税務課 納税班 ☎ (72) 1114